

安全運転管理者制度の概要

1 安全運転管理者制度について

道路交通法では、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者に対し、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の安全な運行に必要な業務を行わせるため、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任し、公安委員会への届出や法定講習の受講を義務付けています。



2 安全運転管理者等の選任を必要とする自動車の台数

(1) 安全運転管理者の選任

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません。（道路交通法第 74 条の 3 第 1 項）

安全運転管理者の選任を必要とする台数

- 乗車定員が 11 人以上の自動車…… 1 台以上
- その他の自動車…… 5 台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ 1 台を 0.5 台として計算。
（原動機付自転車は除く。）

※ 自動車運転代行業者は、台数にかかわらずその営業所ごとに選任しなければなりません。（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条、道路交通法の規定の読替適用等）

- ◆ 運送法による「運行管理者」が選任されている事業所は安全運転管理者の選任は必要ありません。

しかし、運行管理者が選任されていても、安全運転管理者等の選任を妨げるものではなく、交通安全への取組のため自主的に安全運転管理者等を選任することは可能です。

(2) 副安全運転管理者の選任

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければなりません。

(道路交通法第74条の3第4項)

副安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

自動車の台数	自動車の台数 (代行業の場合)	副安全運転管理者 の人数
19台まで	9台まで	0人
20台～39台	10台～19台	1人
40台～59台	20台～29台	2人
60台～79台	30台～39台	3人
以下20台を増す毎に	以下10台を増す毎に	1人選任

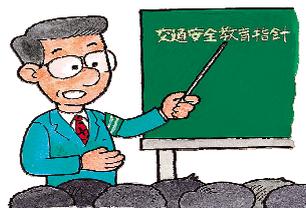
※ 上記の表の副安全運転管理者の数は、最低限の規定であり、規定の人数を超えて選任しても差し支えありません。ただし、規定数以上の副安全運転管理者も法定講習の受講義務等、道交法上の規定に従わなければなりません。

※ 自動車運転代行業者にあっては、随伴用自動車の台数が10台を超えた場合は1人、以後10台を増すごとに1人以上選任しなければなりません。(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令)

3 安全運転管理者等の業務内容

安全運転管理者は、その管理下の運転者に対する安全運転教育や、安全運転管理業務を行うよう定められています。(道路交通法規則第9条の10)

- (1) 運転者の状況把握
- (2) 安全運転確保のための運行計画の作成
- (3) 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- (4) 異常気象時等の安全確保の措置
- (5) 点呼等による安全運転の指示
- (6) 運転前後の酒気帯びの確認
- (7) 酒気帯びの確認の内容を記録し保存
- (8) 運転日誌の備え付けと記録
- (9) 運転者に対する安全運転指導



4 講習の受講

安全運転管理者と副安全運転管理者は、おおむね年1回を原則として法定講習を受けよう定められています。

自動車の使用者(事業主等)は、確実に受講できるように安全運転管理者等の勤務を調整しましょう。(道路交通法第74条の3第8項)

5 安全運転管理者等の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年 齢	20 歳以上 (ただし、副安全運転管理者がおかれる場合は 30 歳以上)	20 歳以上
運 転 の 管理経験等	自動車の運転管理について 2 年以上の実務経験 ^(※1) を有する者	自動車の運転管理について 1 年以上の実務経験を有する者
	公安委員会の教習修了者で、1 年以上の実務経験を有する者(現在、富山県では公安委員会の講習は実施していません。)	自動車の運転経験の期間 ^(※2) が 3 年以上の者
	上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定 ^(※3) した者	上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定 ^(※3) した者
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 過去 2 年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けた者 ◆ 下記の違反をして 2 年経過していない者 <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護義務違反(ひき逃げ) ○ 酒酔い・酒気帯び運転、飲酒運転に関わった車両・酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗、麻薬等運転、妨害運転(あおり運転) ○ 無免許運転、無免許運転に関わる車両の提供、無免許運転の車両への同乗 ○ 自動車の使用制限命令違反 ◆ 下記の違反を下命・容認してから 2 年経過していない者 <ul style="list-style-type: none"> 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、車両の放置駐車 	

<各項目>

※1 運転の管理経験……事業所等において、営業管理、人事管理、労務管理等、運転者を直接又は間接的に管理する経験をいいます。

直接車両や運行の管理経験がなくても、上記の業務経験が 2 年以上ある方は資格要件を満たしているといえます。

※2 自動車の運転経験…運転免許証を取得し、自動車を運転していた期間をいいます。

運転免許証を取得後、3 年以上自動車を運転していた方は資格要件を満たしています。

※3 公安委員会の認定…運転の管理経験がない又は管理経験が 2 年未満の方のうち、事業所において運転管理に関する業務に従事し、安全運転管理及び従業員の指導に必要な知識・能力を有する方が申請できます。

6 安全運転管理者・副安全運転管理者の届出

(1) 安全運転管理者

	必要な書類		
選任	① 安全運転管理者に関する届出書（2通、うち1通はコピー可）		
	② 資格要件の 証明書類 (いずれか1通)	運転の管理経験2年以上	自動車の運転管理経歴書
		公安委員会の認定	安全運転管理者認定申請書
	③ 運転記録証明書（3年以上の記録、1ヶ月以内に発行されたもの）1通		
④ 住所を証明できるものとして ・住民票の写し（1ヶ月以内に発行されたもの） ・運転免許証（両面）のコピー ・マイナンバーカード（表面）のコピー いずれか1通			
変更	届出書（2通、うち1通はコピー可）※変更事項を記載		
解任	届出書（2通、うち1通はコピー可）※解任理由を記載（減車、事業所の閉鎖等）		

(2) 副安全運転管理者

	必要な書類		
選任	① 副安全運転管理者に関する届出書（2通、うち1通はコピー可）		
	② 資格要件の 証明書類 (いずれか1通)	運転の管理経験1年以上	自動車の運転管理経歴書
		自動車の運転期間3年以上	運転免許の経歴を証明するものとして ・運転免許証（両面）のコピー ・マイナ免許証に記録された運転免許に関する電 磁的記録情報を確認できる書面※ いずれか1通 (④と兼ねる)
	公安委員会の認定		副安全運転管理者認定申請書
③ 運転記録証明書（3年以上の記録、1ヶ月以内に発行されたもの）1通			
④ 住所を証明するものとして ・住民票の写し（1ヶ月以内に発行されたもの） ・運転免許証（両面）のコピー ・マイナンバーカード（表面）のコピー いずれか1通			
変更	届出書（2通、うち1通はコピー可）※変更事項を記載		
解任	届出書（2通、うち1通はコピー可）※解任理由を記載（減車、事業所の閉鎖等）		

※マイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる方法は、

①マイナポータル（マイナポータルと連携が必要）

②マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト

から確認できますので、運転免許証に関する情報を印字し、添付してください。

◆注意事項◆

- いずれも①の安全運転管理者等に関する届出書のみ2通（うち1通はコピー可）必要です。
- ③の運転記録証明書の申込用紙はダウンロードできません。
申込用紙は警察署や交番等の窓口や自動車安全運転センターにあります。
- 下記リンクより必要な様式の記載要領を確認し記載の上、必要書類をそろえて管轄の警察署交通課へ直接または郵送にて届け出てください。
[e-Gov電子申請](#)から電子申請することもできます。
- ※ 公安委員会の認定を受けた方は認定書が交付されます。受取は警察署交通課となります。郵送はできません。



7 留意事項

	記入方法及び留意点
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>全ての様式に押印は不要となりました。</u> ・ 全ての様式はA4用紙に印刷してください。 ・ 書類に不備がある場合は受付できません。 ・ 全ての様式に修正液等は使用しないでください。 誤記した場合は、二重線を引き訂正してください。
自動車の運転管理経歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職名は、営業課長、総務課長、人事課長等具体的に記入してください。 ・ 管理内容は、営業管理、労務管理、人事管理等と記入してください。 ・ 管理経験は、当該事業所だけではなく、他の事業所での管理経験があれば記載してください。 ・ 当該経歴書は、使用者（事業主等）が証明してください。
認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該申請書は、認定を受ける本人（管理者になろうとする者）が記載してください。 ・ 職名は、営業係長、総務主任等具体的に記入してください。 ・ 「使用者の意見欄」は、使用者（事業主等）が証明してください。
運転記録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車安全運転センター発行 ・ 選任日前1か月以内に発行 ・ 過去3年間以上の交通違反歴等が記載のものを添付してください。（有料） ・ 警察署又は交番等で申込用紙を受け取り、必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口で申込むか、自動車安全運転センター窓口で直接お申込みください。 ※ 申込みから発効までは通常3日～5日程度の日数を要します。
居住証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現住居と運転免許証の記載住所が異なる方は提出してください。 ・ 実際の居住地を記入してください。 ・ 当該証明書は、使用者（事業主等）が証明してください。 ※ <u>運転管理経歴書又は認定申請書にて使用者（事業主）が現住居を証明している場合は不要です。</u>

※ 届出を受けた個人情報については、安全運転管理者等に関する業務のみに使用します。

8 チェックリストによる確認

届出前に、選任要件や書類に不備がないか、チェックリストを活用して確認しておきましょう。

番号	項目	チェック
①	<p>運行管理者選任事業所ではない</p> <p>※ 運行管理者選任事業所は安全運転管理者選任の必要はないが、交通安全への取組のための自主的な選任は可能(その場合は、副安全運転管理者を選任する必要はない)</p>	
②	<p>車両台数に応じた安全運転管理者等が選任されている</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; margin: 0;">【一般事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 乗車定員 11 人以上の車 1 台…正 1 名 <input type="checkbox"/> その他の車 5～19 台 … 正 1 名 <input type="checkbox"/> 20～39 台 … 正 1 名、副 1 名 <input type="checkbox"/> 40～59 台 … 正 1 名、副 2 名 <input type="checkbox"/> 60～79 台 … 正 1 名、副 3 名 </div> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; color: red; margin: 0;">【代行業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1～9 台 … 正 1 名 <input type="checkbox"/> 10～19 台 … 正 1 名、副 1 名 <input type="checkbox"/> 20～29 台 … 正 1 名、副 2 名 <input type="checkbox"/> 30～39 台 … 正 1 名、副 3 名 </div> </div> <p>以後、20 台(代行業は 10 台)増えるごとに副安全運転管理者 1 名の選任が必要</p>	
③	<p>自動二輪車は 1 台を 0.5 台として計算してある</p>	
④	<p>選任者が正安全運転管理者の資格要件を満たしている</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 20 歳以上 ※副の選任を要する事業所は 30 歳以上 <input type="checkbox"/> 2 年以上の運転管理の実務経験がある(ア) <input type="checkbox"/> これらと同等の能力があると公安委員会が認定したもの(イ) <input type="checkbox"/> 過去 2 年以内に公安委員会の解任命令を受けたことがない <input type="checkbox"/> 過去 2 年以内に次の違反行為をしたことがない <ul style="list-style-type: none"> ・ ひき逃げ ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転(あおり運転) ・ 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転への車両の同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供やその車両への同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認 ・ 自動車使用制限命令違反 	
⑤	<p>安全運転管理者の資格要件に応じた必要書類がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民票の写し、運転免許証(両面)の写し又は個人番号カード(表面)の写しのいずれか 1 通 <input type="checkbox"/> 運転記録証明書(3年間) <input type="checkbox"/> 資格要件が(ア)の場合→自動車の運転管理経歴書 <input type="checkbox"/> 資格要件が(イ)の場合→安全運転管理者認定申請書 	
⑥	<p>※ 以下、使用する車両台数が 20 台以上(代行業は 10 台以上)の場合に確認</p> <p>選任者が副安全運転管理者の資格要件を満たしている</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 20 歳以上 <input type="checkbox"/> 1 年以上の運転管理の実務経験がある(ウ) <input type="checkbox"/> 3 年以上の運転経験を有するもの(エ) <input type="checkbox"/> これらと同等以上の能力があると公安委員会が認定したもの(オ) <input type="checkbox"/> 過去 2 年以内に公安委員会の解任命令を受けたことがない <input type="checkbox"/> 過去 2 年以内に上記の違反行為をしたことがない 	
⑦	<p>副安全運転管理者の資格要件に応じた必要書類がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民票の写し、運転免許証(両面)のコピー又はマイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面(※)のいずれか 1 通 <input type="checkbox"/> 運転記録証明書(3年間) <input type="checkbox"/> 資格要件が(ウ)の場合→自動車の運転管理経歴書 <input type="checkbox"/> (エ)の場合→運転免許証(両面)のコピー又はマイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面(※添付していれば不要) <input type="checkbox"/> (オ)の場合→副安全運転管理者認定申請書 	

